
第2期 子ども・子育て支援事業計画
中間年見直し

令和5年3月

綾川町

第2期子ども・子育て支援事業計画

中間年における計画の見直しについて

1. はじめに

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき毎年度の区域ごとの「教育・保育給付」及び「地域子ども子育て支援事業」について、計画期間5年間の「量の見込み」を設定しています。

本計画の中間年における見直しについては、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。）において、計画に定めた教育・保育給付の「量の見込み」と、実際の教育・保育給付認定数が大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と利用状況や利用希望が大きく乖離している場合に、計画期間の中間年を目安として必要な場合には計画の見直しを行うこととされています。

この計画は、令和2年度から、令和6年度までの5年間を計画期間としており、令和4年度が中間年度にあたるため見直しを行うものです。

2. 見直しの方法について

令和4年3月18日付け内閣府事務連絡に示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に基づき行います。

3. 見直しの基準・対象

計画の本編第5章「子ども・子育て支援サービスの提供見込量」において、計画期間5年間の様々な推計を掲載しています。（52頁以降）

その中で、国が見直しを要する基準（活用の参考）とされた内容は以下のとおりです。

（1）教育・保育給付

令和3年4月1日時点における教育・保育給付認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における「量の見込み」よりも10%以上乖離がある場合

（2）地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合

※なお、実績値の乖離の要因の分析や、「量の見込み」等の見直しについては、新型コロナウイルス感染症等の影響に留意する必要がある

4. 見直しの内容

(1) 教育・保育給付

令和3年4月1日時点における、教育・保育給付認定ごとの量の見込みと認定数の比較を行いました。1号認定及び3号認定（0歳）の認定区分で国の見直し基準である10%以上の乖離がありますが、不足ではなく確保できている状態です。

このため、見直しの必要性はないと考えられるため、現行の計画修正は行いません。

しかしながら、3号認定（0歳）の途中入園申込が増加している状況にあります。今後の利用ニーズに対し、柔軟な対応ができるよう令和5年度より羽床上こども園において0歳児の受入れを開始します。また羽床こども園における0歳児保育についても検討することとします。

認定区分	3歳以上		3歳未満	
	1号認定	2号認定	3号認定 (0歳)	3号認定 (1・2歳)
量の見込み (計画値)	63人	508人	87人	259人
認定数(実績値)	50人	499人	76人	247人
実績/計画	79.4%	98.2%	87.4%	95.4%

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は下記の13事業とされています。各事業における令和2年度、令和3年度の実施状況について点検・評価を行うとともに、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、事業や目標値等の見直しを行いました。

「6 子育て短期支援事業」においては、令和3年2月から継続的に利用する家庭の転入にともない実績が増加しました。契約施設を1施設増やして対応しております。

		令和3年度 量の見込み	令和2年度 実績	令和3年度 実績	見直し	
1	利用者支援事業	1か所	1か所	1か所	見直しなし	
2	地域子育て支援拠点	580人日/月	434人日/月	544人日/月	見直しなし	
3	妊婦健康診査	1,988人回/年	1,638人回/年	1,376人回/年	見直しなし	
4	乳児家庭全戸訪問事業	142人	94人	136人	見直しなし	
5	養育支援訪問事業	12人	5人	6人	見直しなし	
6	子育て短期支援事業	2人日/年	15人日/年	102人日/年	見直しあり	
7	ファミリー・サポート・センター事業	186回/年	130回/年	120回/年	見直しなし	
8	一時 預かり事業	在園児対象	9人日/年	各こども園にて対応		見直しなし
		在園児以外	2,079人日/年	1,171人日/年	1,530人日/年	
9	延長保育事業	31人	26人	19人	見直しなし	
10	病児保育事業	964人日/年	216人日/年	491人日/年	見直しなし	
11	放課後児童健全育成事業	331人	252人	286人	見直しなし	
12	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	—	—	—	見直しなし	
13	多様な事業者の参入促進 ・能力活用事業	—	—	—	見直しなし	

子育て短期支援事業

(人日/年)	当初	実績		見直し後 (実績をもとに算出)		
	令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	15	102	109	180	132
②確保方策	365	365	365	365	365	365
確保の内容 (実施施設数)	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	363	350	263	256	185	233

※令和3年2月以降実施施設

- ・社会福祉法人イエス団 神愛館
- ・社会福祉法人 四恩の里 亀山学園
- ・社会福祉法人 弘善会 児童養護施設 讃岐学園
- ・若者独立塾 丸亀おひさま荘

※令和4年度から利用家庭が増えています。今後のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

5. その他修正等

(1) 本編第2章「綾川町の子どもと子育て家庭の現状」第3節「綾川町における保育サービスの状況(1～3)」(15～16頁)において、令和2年4月1日より町内全保育所、幼稚園は、認定こども園に移行する予定、とありますが以下のように移行しております。

なお、令和5年度より羽床上こども園は乳児保育実施施設となります。

綾川町立認定こども園

(令和4年4月1日現在)

施設名	定員	所在地	設置年月	延長保育	一時保育	乳児保育	障害児保育
昭和こども園	220	畑田 2422 番地 1	平成 27 年 4 月	○	○	○	○
陶こども園	190	陶 2087 番地 1	昭和 24 年 4 月	○		○	○
滝宮こども園	280	萱原 791 番地 1	令和 2 年 2 月	○	○	○	○
羽床こども園	90	羽床下 2257 番地 1	昭和 23 年 8 月	○			○
山田こども園	120	山田上甲 1490 番地	昭和 25 年 1 月	○		○	○
羽床上こども園	45	羽床上 1023 番地 1	昭和 24 年 9 月	○		R5 年度～ ○	○

また同節「4 子育て支援センターの状況」(17頁)についても、令和2年4月1日より新たに1施設開設しております。

子育て支援センター

(令和2年4月1日現在)

子育て支援センター名	所在地	利用対象者	利用時間	主な活動
にじ	畑田 2422 番地 1	綾川町内在住の就学前の子どもと保護者	月曜～金曜日 9:00～16:00	なないろタイム：火曜・木曜 (10:00～11:00) 育児相談：電話・面接
しいのき	萱原 791 番地 1			りすのこタイム：水曜・金曜 (10:00～11:00) 育児相談：電話・面接

(2) 本編第4章「分野別施策の展開」第3節「子育て家庭が支えられるまち」「6 児童虐待への対策」(通番 66、44頁)において、令和2年4月より、綾川町子ども家庭総合支援拠点を整備しております。切れ目ない子育て支援を目指すとともに、ヤングケアラーの支援に関しても取り組んでまいります。